

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成28年3月23日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、事務局長の設置等に伴い、規定を整備する必要があるからである。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要

1 改正の理由

(1) 組織及び職制の見直し等について

平成27年4月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、本県では平成28年度から、教育長（教育委員長と教育長を一体化した新教育長）の教育行政責任者としての職責がより一層大きくなり、教育長のサポート体制の強化が必要となることに伴い、組織の見直しを行う。

| | 旧 | 新 |
|--------|-------|-----------|
| 組織の見直し | 教育企画室 | 教育企画課 |
| | 健康学習課 | 健康学習室 |
| 職制の見直し | 教育次長 | 事務局長 |
| | 管理部長 | 次長兼管理部長 |
| | 生涯学習監 | 生涯学習スポーツ監 |

(2) 職名の新設について

教育委員会事務局に勤務する教育職員（教員出身者）の職名について、給料表の格付にあわせた新たな職名を設定するため。

| 旧 | 新 |
|------|-------------------------------------|
| 指導主事 | 主席指導主事 主任指導主事 副主任指導主事 指導主事 |

他の職名も同様の改正を行う。

2 改正の内容

別紙参照

3 施行期日

平成28年4月1日

(案)

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年 月 日

愛知県教育委員会委員長 佐藤 元 英

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「総務課」を「^{総務課}総務課」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第

一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「本条」を「この条」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項第十号中「本章」を「この章」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号から第十九号までを二号ずつ繰り上げ、第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第十八号とし、同条第三項を次のように改める。

3 教育企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 教育委員会の会議に関すること。
二 教育委員会全般に関連する政策の調整並びに教育委員会全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。

三 教育振興基本計画に関すること。

四 教育委員会の重要施策の企画に関すること。

五 教育委員会の所掌事務の広報及び広聴に関すること。

六 県立学校情報化推進計画に関すること。

七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

第五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第六条第一項中「^{特別支援教育課}特別支援教育課」を「^{健康学習課}特別支援教育課」に改め、同条第五項第二号中「、

健康学習課」を削り、同項第六号中「産業教育振興法」の下に「(昭和二十六年法律第二百二十八号)」を、「理科教育振興法」の下に「(昭和二十八年法律百八十六号)」を加え、同項第七号中「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」の下に「(昭和二十八年法律第二百三十八号)」を加え、同条第六項第二号中「、健康学習課」を削り、同条第七項第三号中「健康学習課及び」を削り、同条第八項を削り、同条第九項に次の六号を加える。

八 学校保健、学校安全及び学校給食に関すること。

九 学校の環境衛生に関すること。

十 教育職員の学校保健、学校安全及び学校給食に関する研修並びに学校給食関係職員の研修に関すること。

十一 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。

十二 保健所との連絡に関すること。

十三 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

第六条第九項を同項第八項とし、同条の次に次の二項を加える。

9 保健体育スポーツ課に健康学習室を置く。

10 健康学習室においては、次の事務を処理する。

一 学校保健、学校安全及び学校給食に関すること。

二 学校の環境衛生に関すること。

三 教育職員の学校保健、学校安全及び学校給食に関する研修並びに学校給食関係職員の研修に関すること。

四 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。

五 保健所との連絡に関すること。

六 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

第十三条を次のように改める。

(事務局長及び次長)

第十三条 事務局に事務局長及び次長を置く。

2 事務局長は、事務職員をもつて充て、その職務は、教育長を補佐し、及びその命を受け、事務局の事務を総括掌理する。

3 次長は、事務職員をもつて充て、その職務は、事務局長を補佐する。

第十四条第一項の表中「教育長」を「上司」に、

| | | | |
|---|---|---|---|
| 課 | 室 | 主 | 幹 |
|---|---|---|---|

に、

| | | |
|---|---|---|
| 課 | 主 | 幹 |
|---|---|---|

を

| | | | |
|---|------|------|------------------------------|
| 課 | 管理主事 | 事務職員 | 上司の命を受け、教職員の人事管理に関する事務を処理する。 |
| 課 | 教育主事 | 事務職員 | 上司の命を受け、社会教育に関する事務を処理する。 |

を

| | | | |
|---|----------|------|--|
| 課 | 主席指導主事 | 事務職員 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき学校教育に関する事務を処理する。 |
| 課 | 主席社会教育主事 | 事務職員 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|--|--|
| 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 |
| 事 教育企画主 | 教育主事 | 管理主事 | 副主任教育 企画主事 | 副主任教育 主事 | 副主任管理 主事 | 副主任社会 教育主事 | 副主任指導 主事 | 主任教育企 画主事 | 主任教育主 事 | 主任管理主 事 | 主任社会教 育主事 | 主任指導主 事 | 主席教育企 画主事 | 主席教育主 事 | 主席管理主 事 |
| 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 |
| 上司の命を受け、教育企画に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、社会教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、教職員の人事管理に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき教育企画に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき教職員の人事管理に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき学校教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験を処理する。 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき教育企画に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき教職員の人事管理に関する事務を処理する。 |

に改め、同条

第二項の表中「生涯学習監」を「生涯学習スポーツ監」に、「の振興」を「及びスポーツの振興」に改め、同条第三項の表中「教育長」を「上司」に、

| 地方機関 | | | | | | | | | | | | | | 地方機関 | |
|--------------------------|------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|---|---|---|--|--|--|--|--------------------------|------------------------------|
| 教育主事 | 管理主事 | 副主任教育主事 | 副主任管理主事 | 副主任社会教育主事 | 副主任指導主事 | 主任教育主事 | 主任管理主事 | 主任社会教育主事 | 主任指導主事 | 主席教育主事 | 主席管理主事 | 主席社会教育主事 | 主席指導主事 | 教育主事 | 管理主事 |
| 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 |
| 上司の命を受け、社会教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、教職員の人事管理に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験に基づき教職員の人事管理に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験に基づき社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験に基づき社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、社会教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、教職員の人事管理に関する事務を処理する。 |

を

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

新

(管理部に属する課)

第五条 管理部に次の課を置く。

総務課

教育企画課

財務施設課

教職員課

福利課

2 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 略

二 略

三 略

四 略

五 略

六 事務局の職員及び学校以外の教育機関の職員(以下この条において「職員」という。)の任免その他の進退及び服務に関する事

七 略

八 略

九 県立学校職員及び県費負担教職員(以下この章及び第十四条において「教職員」という。)の任免その他の進退に関する事(教職員課の

旧

(管理部に属する課)

第五条 同上

総務課

財務施設課

教職員課

福利課

2 同上

一 教育委員会の会議に関する事。

二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

七 事務局の職員及び学校以外の教育機関の職員(以下本条において「職員」という。)の任免その他の進退及び服務に関する事。

八 略

九 略

十 県立学校職員及び県費負担教職員(以下本章及び第十四条において「教職員」という。)の任免その他の進退に関する事(教職員課の事

事務分掌事項を除く。

十 略

十一 略

十二 略

十三 略

十四 略

十五 略

十六 略

十七 略

十八 略

3| 教育企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 教育委員会の会議に関すること。

二 教育委員会全般に関連する政策の調整並びに教育委員会全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。

三 教育振興基本計画に関すること。

四 教育委員会の重要施策の企画に関すること。

五 教育委員会の所掌事務の広報及び広聴に関すること。

六 県立学校情報化推進計画に関すること。

事務分掌事項を除く。

十一 略

十二 略

十三 略

十四 略

十五 教育委員会の所掌事務の広報及び広聴に関すること。

十六 略

十七 略

十八 略

十九 略

二十 教育委員会の所掌に係る重要施策の総合的な企画調整に関すること。

二十一 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

二十二 略

3| 総務課に教育企画室を置く。

七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

4| 略

5| 略

6| 略

(学習教育部に属する課)

第六条 学習教育部に次の課を置く。

生涯学習課

高等学校教育課

義務教育課

特別支援教育課

保健体育スポーツ課

2| 4 略

5 高等学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 略

二 高等学校の教育職員の研修に関すること(特別支援教育課及び保健体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)

三| 五 略

六 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)及び理科教育

振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)に基づく高等学校の設備に

関するもの。

4| 教育企画室においては、次の事務を処理する。

5| 略

6| 略

7| 略

(学習教育部に属する課)

第六条 同上

生涯学習課

高等学校教育課

義務教育課

特別支援教育課

健康学習課

保健体育スポーツ課

2| 4 略

5 同上

一 略

二 高等学校の教育職員の研修に関すること(特別支援教育課、健康学習課及び保健体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)

三| 五 略

六 産業教育振興法及び理科教育振興法に基づく高等学校の設備に

関すること。

七 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二
百三十八号）に基づく設備に関すること。

八以下 略

6 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 略

二 小学校等の教育職員の研修に関すること（特別支援教育課及び保健
体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。）。

三以下 略

7 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。

一及び二 略

三 特別支援学校及び特別支援学級等の教育職員の研修その他の教育職
員の特別支援教育に関する研修に関すること（保健体育スポーツ課の
事務分掌事項を除く。）。

四以下 略

七 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法に基づく設備に関するこ
と。

八以下 略

6 同上

一 略

二 小学校等の教育職員の研修に関すること（特別支援教育課、健康学
習課及び保健体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。）。

三以下 略

7 同上

一及び二 略

三 特別支援学校及び特別支援学級等の教育職員の研修その他の教育職
員の特別支援教育に関する研修に関すること（健康学習課及び保健体
育スポーツ課の事務分掌事項を除く。）。

四以下 略

8| 健康学習課においては、次の事務をつかさどる。

一 学校保健、学校安全及び学校給食に関すること。

二 学校の環境衛生に関すること。

三 教育職員の学校保健、学校安全及び学校給食に関する研修並びに学
校給食関係職員の研修に関すること。

四 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。

五 保健所との連絡に関すること。

六 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

8| 保健体育スポーツ課においては、次の事務をつかさどる。
一～七 略

八 学校保健、学校安全及び学校給食に関すること。

九 学校の環境衛生に関すること。

十 教育職員の学校保健、学校安全及び学校給食に関する研修並びに学校給食関係職員の研修に関すること。

十一 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。

十二 保健所との連絡に関すること。

十三 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

9| 保健体育スポーツ課に健康学習室を置く。

10| 健康学習室においては、次の事務を処理する。

一 学校保健、学校安全及び学校給食に関すること。

二 学校の環境衛生に関すること。

三 教育職員の学校保健、学校安全及び学校給食に関する研修並びに学校給食関係職員の研修に関すること。

四 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。

五 保健所との連絡に関すること。

六 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

(事務局長及び次長)

第十三条 事務局に事務局長及び次長を置く。

2| 事務局長は、事務職員をもつて充て、その職務は、教育長を補佐し、及びその命を受け、事務局の事務を総括掌理する。

9| 同上
一～七 略

(教育次長)

第十三条 事務局に教育次長を置くことができる。

2| 教育次長は、事務職員をもつて充て、その職務は、教育長を補佐する。

3 次長は、事務職員をもつて充て、その職務は、事務局長を補佐する。

(職員の職及びその職務)

第十四条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の職名欄に掲げる職員の職を置き、その職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

| | | | |
|--|--------------|------------|------------------|
| 課 | 課 | 課 | 課長補佐から課・室主任主査まで略 |
| 主席管理 主事 | 主席社会 教育主事 | 主席指導 主事 | |
| 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | |
| 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 | | | |
| 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 | | | |
| 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき教職員の人事管理に関する事務を処理する。 | | | |

(職員の職及びその職務)

第十四条 同上

| | | | |
|----|----|-------|-----------------------------------|
| 組織 | 職名 | 職員の種類 | 職務 |
| 部 | 部長 | 事務職員 | 教育長の命を受け、部の事務を総括掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 課 | 主幹 | 略 | 略 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|---|---|-------------------------------------|-------------------------------------|---|---|---|--|--|
| 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 | 課 |
| 副主任社会教育主事 | 副主任指導主事 | 主任教育企画主事 | 主任教育主事 | 主任管理主事 | 主任社会教育主事 | 主任指導主事 | 主席教育企画主事 | 主席教育主事 |
| 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 |
| 上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の知識経験に基づき学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験に基づき教育企画に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験に基づき教職員的人事管理に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験に基づき社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識経験に基づき学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき教育企画に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。 |

| | | | | |
|------------------|---|-------------------|------|---|
| 課・室 主査以下 略 | 課 | 副主任管 理主事 | 事務職員 | 上司の命を受け、相当高度の 知識経験に基づき教職員の 人事管理に関する事務を処 理する。 |
| | 課 | 副主任教 育主事 | 事務職員 | 上司の命を受け、相当高度の 知識経験に基づき社会教育 に関する事務を処理する。 |
| | 課 | 副主任教 育企画主 事 | 事務職員 | 上司の命を受け、相当高度の 知識経験に基づき教育企画 に関する事務を処理する。 |
| | 課 | 管理主事 | 事務職員 | 上司の命を受け、教職員の人 事管理に関する事務を処理 する。 |
| | 課 | 教育主事 | 事務職員 | 上司の命を受け、社会教育に 関する事務を処理する。 |
| | 課 | 教育企画 主事 | 事務職員 | 上司の命を受け、教育企画に 関する事務を処理する。 |

2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、次の表の組織欄に掲げる
本庁の組織に、それぞれ同表職名欄に掲げる職員の職を置くことができ、
その職はそれぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもって充て、その
職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

| | | | |
|-----------|-------------------|-------|---|
| 組織 | 職名 | 職員の種類 | 職務 |
| 学習教育 部 | 生涯学習 スポーツ 監 | 事務職員 | 上司の命を受け、生涯学習及 びスポーツの振興に関する 事務を掌理する。 |

| | | | | |
|----|---|------|------|--------------------------------------|
| 同上 | 課 | 管理主事 | 事務職員 | 上司の命を受け、教職員の人 事管理に関する事務を処理 する。 |
| | 課 | 教育主事 | 事務職員 | 上司の命を受け、社会教育に 関する事務を処理する。 |

2 同上

| | | | |
|-----------|-----------|-------|-------------------------------------|
| 組織 | 職名 | 職員の種類 | 職務 |
| 学習教育 部 | 生涯学習 監 | 事務職員 | 上司の命を受け、生涯学習の 振興に関する事務を掌理す る。 |

課 専門員以下 略

3 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる地方機関又はその組織に、それぞれ同表の職名欄に掲げる職員の職を置き、その職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

| | | | | | | | |
|------------|--------------|------------|------------|------|------|-------|--|
| 支所 | 支所長から地方機関の課 | 主任主査まで | 略 | 組織 | 職名 | 職員の種類 | 職務 |
| | | | | 地方機関 | 次長 略 | 所長 | 事務職員 |
| 主席指導 主事 | 主席社会 教育主事 | 主席管理 主事 | 主席教育 主事 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。 |
| 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき教職員の人事管理に関する事務を処理する。 |
| 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。 |

同上

3 同上

| | | | | | |
|----|----|------|----|-------|-------------------------------------|
| 同上 | 同上 | 組織 | 職名 | 職員の種類 | 職務 |
| | | 地方機関 | 所長 | 事務職員 | 教育長の命を受け、地方機関の所掌する事務を掌理し、職員を指揮監督する。 |

地方機関

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--------------------------------------|
| 主任指導 主事 | 主任社会 教育主事 | 主任管理 主事 | 主任教育 主事 | 副主任指 導主事 | 副主任社 会教育主 事 | 副主任管 理主事 | 副主任教 育主事 | 管理主事 |
| 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 | 事務職員 |
| 上司の命を受け、高度の知識 経験に基づき学校教育に関 する専門的事項の指導に関 する事務を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識 経験に基づき社会教育に関 する専門的事項の指導に関 する事務を処理する。 | 上司の命を受け、高度の知識 経験に基づき教職員的人事 管理に関する事務を処理す る。 | 上司の命を受け、高度の知識 経験に基づき社会教育に関 する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の 知識経験に基づき学校教育 に関する専門的事項の指導 に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の 知識経験に基づき社会教育 に関する専門的事項の指導 に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、相当高度の 知識経験に基づき教職員の 人事管理に関する事務を処 理する。 | 上司の命を受け、相当高度の 知識経験に基づき社会教育 に関する事務を処理する。 | 上司の命を受け、教職員の人 事管理に関する事務を処理 する。 |

| | | | |
|------|------|------|--------------------------------------|
| 地方機関 | 管理主事 | 事務職員 | 上司の命を受け、教職員の人 事管理に関する事務を処理 する。 |
|------|------|------|--------------------------------------|

| | |
|-------------------|------------------------------|
| 地方機関 主査以下 略 | 教育主事 |
| | 事務職員 |
| | 上司の命を受け、社会教育に 関する事務を処理する。 |

| | |
|----|------------------------------|
| 同上 | 地方機関 |
| | 教育主事 |
| | 事務職員 |
| | 上司の命を受け、社会教育に 関する事務を処理する。 |